

〔研究員の視点〕

# 乗鞍地域における マイカー規制と環境保全税

運輸調査局 研究員 河口雄司

※本記事は、『交通新聞』に執筆したものを転載いたしました

## 【はじめに】

岐阜県は、2003年5月より乗鞍地域にてマイカー規制および環境保全税を施行している。マイカー規制は、平湯峠ゲートから鶴ヶ池ゲート間において通年でマイカーの乗り入れを禁止するものである（ただし、バス、タクシー、緊急車両などは規制外）。

乗鞍環境保全税は、乗鞍地域にバスやタクシーなどで通行し、乗鞍鶴ヶ池駐車場に駐車する場合に税金を納める制度であり、岐阜県がマイカー規制の導入・乗鞍環境保全税を創設した背景には、乗鞍地域は、希少動植物が生息しており特別保護地区に指定されているが、2002年10月から乗鞍スカイラインが無料化されたことにより、自動車の流入量が激増し、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されたためである。

また2000年4月に施行された地方分権一括法（税の新設、または変更について総務大臣の許可制から同意を要する協議制へ変更、財源の存在及び財政需要の存在の要件が廃止された）により、2002年に三重県で導入された産業廃棄物税を皮切りに、地方自治体が都道府県税、市町村税において法定外税を導入できるようになったことも挙げられる。

## 【乗鞍環境保全税】

乗鞍環境保全税は、納税義務者は車（緊急車両は対象外）のドライバーであり、税率は乗車定員30人以上の観光バスであれば、1回につき3,000円、一般乗合用バスであれば1回につき2,000円である。乗車定員（11人以上29人以下）の車両であれば、1回につき1,500円、乗車定員（10人以下）のドライバーであれば、1回につき300円となっている。平均すると一人当たり100円が目安となる。

徴収方法は、駐車料金徴収者を特別徴収義務者と指定し、特別徴収方法により徴収（一般乗合バス等については、月ごとの申告納付の方法により徴収）し、税収は、乗鞍地域の環境保全施策に利用される。また3年を目途に必要な制度の見直しを行うとしている。

乗鞍岳の入りこみ客は、マイカー規制・環境保全税導入前、導入後の状況ではかなり変化が見られる。導入前では、1997年から2001年の5年間の平均では422,528人であり、2002年には611,133人に達した。マイカー規制・環境保全税導入後の2003年は234,768人、2004年以降ではおよそ20万人前後とかなり減少していることがわかる。

## 研究員の視点

### 【環境保全税の税収の使途】

環境保全税の直近の過去5年間の税収実績は、下記の通りである。

2006年度：23,388千円（前年比105.5%）

2007年度：21,953千円（前年比93.9%）

2008年度：22,332千円（前年比101.7%）

2009年度：21,372千円（前年比95.7%）

2010年度：21,787千円（前年比101.9%）

2006年度には愛知県で万博が開催されたことによって、その観光客が乗鞍に寄ったことによって税収は増加したが、2007年度、2009年度には、天候不良が重なりスカイラインが通行止めとなった日数が増加したため、税収は落ち込んでいる。

環境保全税の税収は、①環境影響調査（大気環境状況調査、植生等影響調査、水質等調査など）、②乗鞍自然環境指導員の設置、③植生回復等技術支援、④乗鞍環境パトロール員の設置に利用されている。環境保全税は目的税であるため、用途は乗鞍地域の「自然環境の保全に係る施策に限定」され、道路や駐車場の維持管理費用には充てることができない。

税収の使途は、ほぼ人件費に充てられており、観光客のマナーの悪さ（ポイ捨てなど）を改善させるモニタリングコストである。平成22年度予算では、①、②、④に1850万円ほど計上されているが、植生などの技術支援については、あまり予算は配分されていない。

### 【環境保全税の見直し】

2005年度、2008年度に環境保全税の見直しの検討をおこなった。乗鞍環境保全税の継続維持については、まずマイカー規制の継続及び乗鞍地域の環境保全施策にかかる財源確保の必要性、さらに観光客に自然環境保全意識の高揚を図るという政策税制としての役割の2点について検討された。

検討の結果、環境保全税の税収を環境保護施策に利用することで、高山植物等の植生率は回復傾向にあり、環境は改善しているか、少なくとも悪化していないことが分かる。これは、マイカー規制に加えて、土地の形状変更、植物等の採取、ペットの連れ出し、立入禁止区域への立入防止、ごみの放置防止などの乗鞍環境パトロール員による指導の効果が植生に反映されていると考えられる。指導件数は、直近では2007年では2387件、2008年には1773件となっている。

### 【おわりに】

乗鞍のマイカー規制とともに乗鞍環境保全税の導入によって、自動車の交通量が減少したことについて、自動車の交通量を減少させたのはマイカー規制によるものとするのが妥当であり、環境保全税はあくまで行政の費用負担をまかなうものである。

しかし、乗鞍地域の環境保護の観点からは、環境保護に利用できる財源を確保し、施策を実行し、植生が回復されている状況をみれば法定外税の導入が成功したといってもいいだろう。